

令和3年度 第4回 北九州市発達障害者支援地域協議会
第二部会（強度行動障害支援検討部会）

福岡市における強度行動障がいへの取り組み

**～ 障がい者地域生活・行動支援センター
か～むの取り組みを中心に～**



福岡市社会福祉事業団

障がい者地域生活・行動支援センターか～む 森口 哲也

2021/9/30

今日の話題

1. 福岡市における強度行動障がい施策について
2. か～むの概要について
3. 今後の課題と解決の方向性について

か～む設立までの取り組み経緯

行政	福岡市障がい者民間施設協議会 (民間関係団体)
2004(H16) 県の立ち入り調査 ⇒入所施設職員の暴行事件	行政を巻き込んだ勉強会の開催 職員部会による顔の見える関係作り
2005(H17) □ 利用者の親たちが市長に対して陳情書の提出 □ 市議会にて実態把握と早急な支援体制の整備について質疑	他事業所と連携した実践 の積み上げ！
福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 設置	
設置目的 平成16年に発生した県内の入所者虐待事件を契機として、 強度行動障がい者を特定の施設で集中的に支援するのではなく、複数の施設等で広く支援するための支援の実施方法等の研究活動を行うことを目的 として、平成18年5月、福岡市強度行動障がい者支援調査研究会を設置。	
構成員 学識経験者2名、行政1名、福岡市社会福祉事業団1名、民間福祉機関2名、医師1名	

か～む開設までの経緯～まとめ～

年度	内 容
H18	<ul style="list-style-type: none">・ 福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 発足・ 強度行動障がい者(児)実態調査(1回目)・ 強度行動障がい者支援研修 実施
H21	<ul style="list-style-type: none">・ 強度行動障害者の短期入所及び日中一時支援事業 開始(福岡市社会福祉事業団)・ 福岡市強度行動障がい者支援モデル事業(共同支援事業) 開始
H23	<ul style="list-style-type: none">・ 共同支援の対象者に行動援護を追加 (それまでは、短期入所、生活介護、日中一時支援のみ)
H24	<ul style="list-style-type: none">・ 強度行動障がい者(児)実態調査(2回目)
H25	<ul style="list-style-type: none">・ 「福岡市強度行動障がい者支援モデル事業」を「福岡市強度行動障がい者支援事業」に改め、強度行動障がい者支援研修に関するこを同事業に組み込む・ 福岡市強度行動障害者に関する今後の取り組みの検討
H26	<ul style="list-style-type: none">・ 強度行動障がい者支援拠点に関する検討会設置
H27	<ul style="list-style-type: none">・ 強度行動障がい者集中支援モデル事業 開始
H29	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急対応受け入れ対応事業 受託・ 移行型グループホーム 開設
H30	<ul style="list-style-type: none">・ 集中支援事業 本格実施

福岡市強度行動障がい者支援事業

福岡市強度行動障がい者支援調査研究会

福岡市強度行動障がい者支援事業

【平成18年度～】

・強度行動障がい者支援研修事業

【平成21年度～】

・強度行動障がい者共同支援事業

【平成27年度～】

・強度行動障がい者集中支援モデル事業

→ 障がい者行動支援センターか～む

平成27年5月1日から受入れ開始

福岡市強度行動障がい者支援研修会

目的

行動問題についての基礎知識及び専門知識・支援技術を学び、支援の視点を共有することで、福岡市全体の支援力向上を図る。

【6日目】

※ フォローアップ研修
(事例検討会)

【5日目】

※ か～むでの
実地研修

協力者の
所属先への報告会
(ケース会議機能)

【4日目】

※ グループ発表
※ 総括講義

【2～3日目】

※ 協力者の受け入れ
※ プログラム実施⇒修正



【1日目】

※ 講義・効果測定
※ 受け入れ時のプログラム作成



対象者

福祉施設職員
学校教員
(定員：全日程16名・
講義のみ60名)

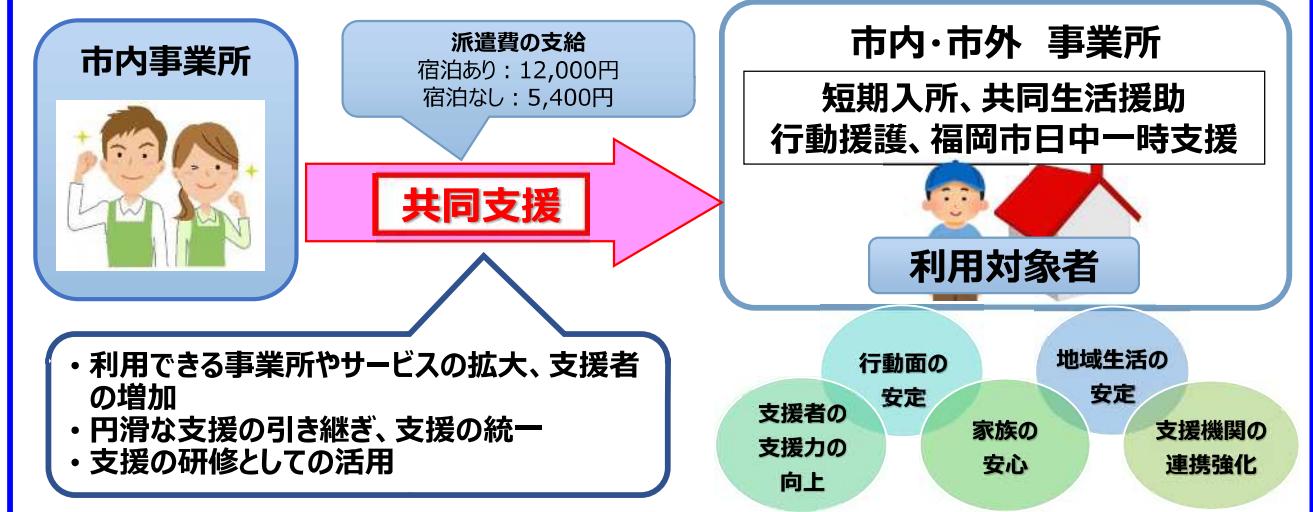
*受講者には翌年度以降研修スタッフとして参加依頼

行動障がい者共同支援事業の概要

共同支援事業とは

事業の対象として認められる行動障がい者に対して、指定短期入所事業所、指定共同生活援助事業所、指定行動援護事業所、福岡市日中一時支援事業を行う事業所における支援を対象に、**支援の引き継ぎや職員の研修として複数事業所の職員により、共同で支援を行う事業**。共同支援として職員を派遣した障がい者関係施設・事業所に対しては、派遣費が支給される。

【共同支援の概要図】



障がい者地域生活・行動支援センターか～むの事業

集中支援事業 定員：2名 (委託事業)

- 強度行動障がいの方を受け入れ、集中的に支援を行い、行動の改善を図る事業。
- 定員2名、職員：利用者 = 1 : 1 の支援体制。
- 障がい特性の理解と、記録や分析を基にした支援を実践し、行動問題を軽減していくことで、生活の質（QOL）が向上することを目指す。
- 利用期間は原則3ヶ月。
- 集中支援終了後は、地域の事業所へ移行。

移行型グループホーム事業 定員：7名 (自主事業)

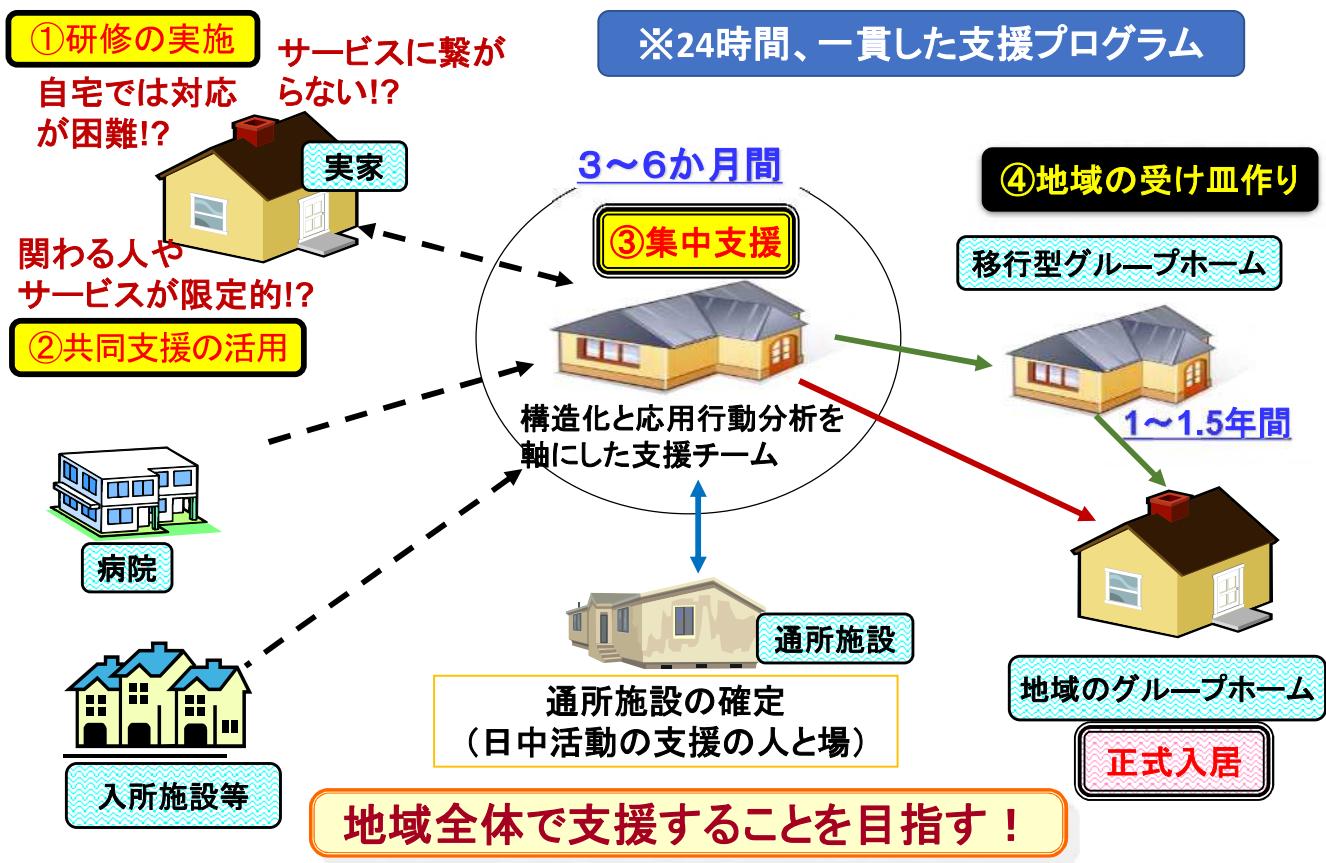
- 集中支援事業の対象期間が終了しても、地域への移行が進まなかったときに利用となる事業。
- 集中支援事業での取り組みを基に、利用者のさらなる安定化を図る。
- 6ヶ月～1年を目途に地域への完全移行を目指す。



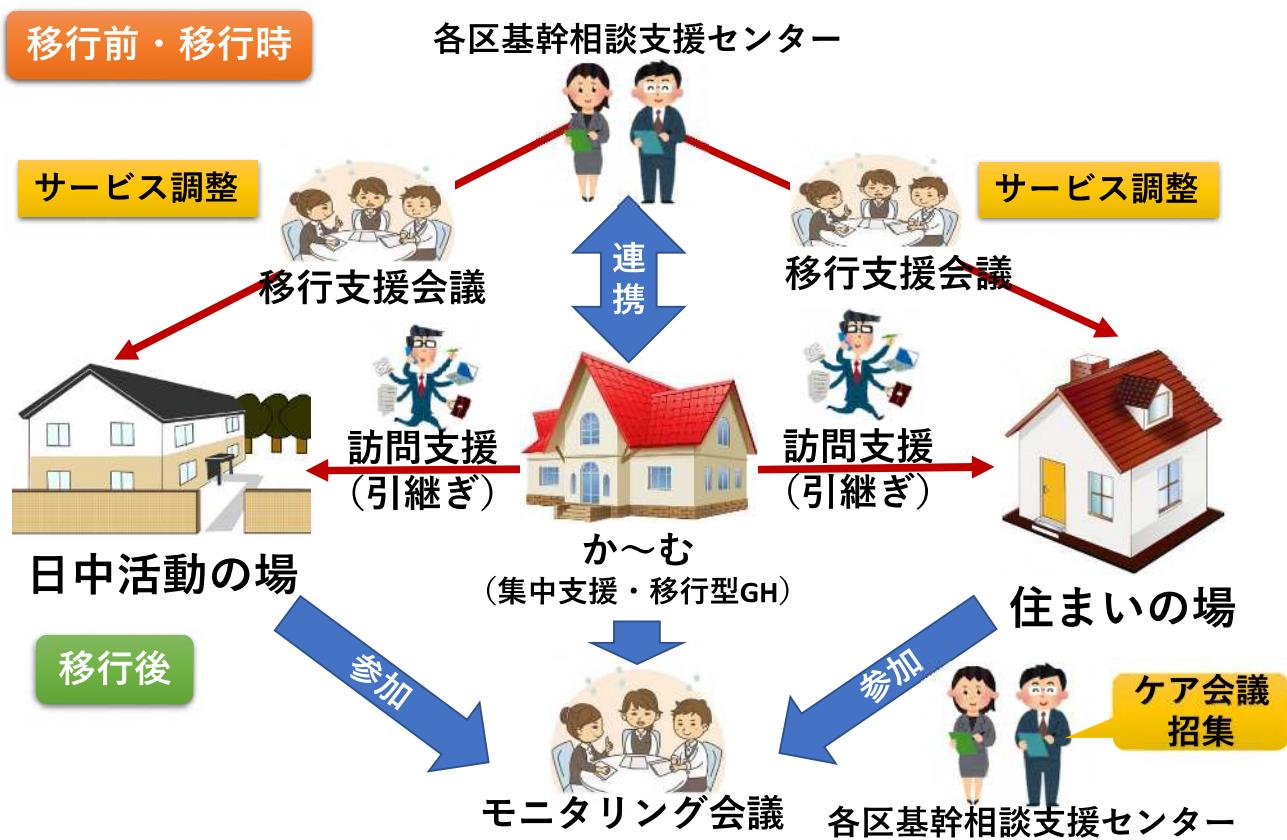
地域生活支援拠点等整備事業 (緊急受け入れ事業) 定員：2名 (委託事業)

- 介護者の急病等、やむを得ない事象が起こったときに緊急一時保護するための事業。
- 利用に当たっては、事前登録を推奨。
- 緊急事態発生当日～翌々日に利用受付。
- 最長1週間の受け入れ。
- 利用に当たっては、各区基幹相談支援センターが窓口となり、緊急対応コーディネーターと調整を実施。
- この事業は緊急時対応の最終的なセーフティーネット。

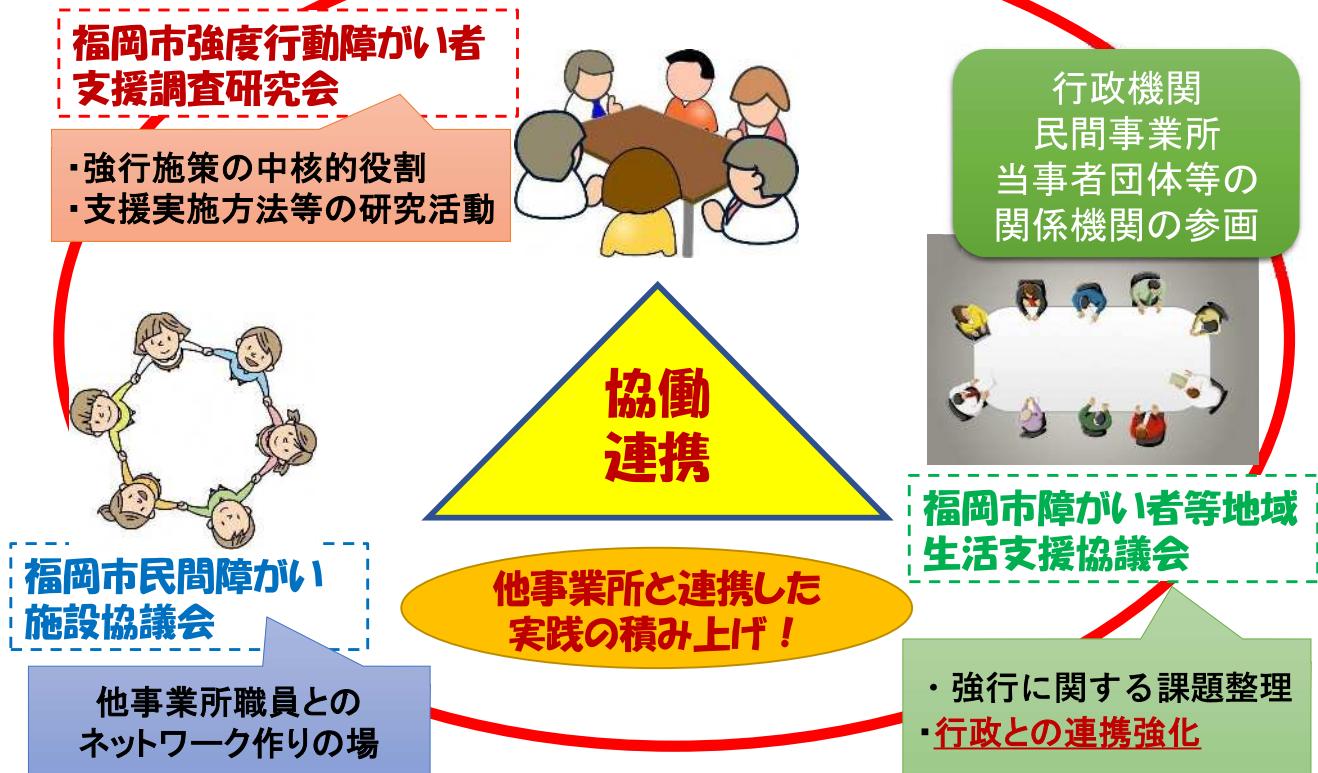
集中支援から移行支援～域生活支援のイメージ～



集中支援・移行型GHからの移行支援について



強度行動障がいに対するネットワークの状況



課題解決の方向性(あくまで私見)

(①受け入れ枠の課題について)

- ・新規立ち上げも含めて、グループホームの受け入れ枠を増やすためには、事業としての運営モデルが必要か！？
⇒環境の確保及び設定・人員配置等／制度として整えていく必要性

(②支援力の課題について)

- ・支援現場で有効な支援方法が理解されるためには…
⇒OJTが前提／外部研修への参加やコンサルの活用
- ・支援現場で有効な支援を着実に実行し続けるためには…
⇒リーダーによる支援マネジメントの徹底／法人理念等とも関係！？

(③予防的支援の課題について)

- ・就学前から学齢期にかけて切れ目のない支援体制の継続
⇒学齢期も引き続き子育てと一緒に考える…相談支援の役割か！？